

米国の食品・菓子から合成着色料が消える

◆米国食品業界などがFDAの方針を受けて合成着色料を禁止に

2025年7月、米国の製菓業ハーシーは、27年末までに同社の製品から合成着色料を全て排除すると発表した。米国の食品製造業のタイソン・フーズやゼネラルフーズ、アイスクリーム業界団体や日用品業界団体なども相次いで合成着色料の使用を取りやめると発表している。米国のカリフォルニア州やウエストバージニア州でも学校給食などから全ての合成着色料を排除するとしている。

25年4月に米国食品医薬品局（FDA）は、FDAが認可している食品用の合成着色料を段階的に禁止する方針を発表した。FDAは、合成着色料が子供の注意欠如・多動症（ADHD）などの発達障害に関与している可能性があるとしている。明確なエビデンスは存在しないが、子供の健康を守るために必要な措置としている。

◆日本は合成着色料を安全な食品添加物とする姿勢を維持

消費者庁は、日本で使用が許可されている合成着色料は、国際連合食糧農業機関（FAO）と国際保健機構（WHO）の合同食品添加物専門家会議（JECFA）などにおいて安全であることが確認されており、米国以外で合成着色料を新たに禁止する動きはないとして静観する方針だ。日本では12種類の合成着色料の使用が認められており、米国や欧州の8種より多い（表）。

日本名	物質名	使用可能状況		
		日本	米国	EU
赤色2号	アマランス	○	使用禁止へ	○
赤色3号	エリスロシン	○	使用禁止が決定	○
赤色40号	アルラレッドAC	○	使用禁止へ	○
赤色102号	ニューコクシン	○	×	○
赤色104号	フロキシシ	○	×	×
赤色105号	ローズベンガル	○	×	×
赤色106号	アシッドレッド	○	×	×
黄色4号	タートラジン	○	使用禁止へ	○
黄色5号	サンセットイエローFCF	○	使用禁止へ	○
—	オレンジB	×	使用禁止へ	×
緑色3号	ファストグリーンFCF	○	使用禁止へ	×
青色1号	ブリリアントブルーFCF	○	使用禁止へ	○
青色2号	インジゴカルミン	○	使用禁止へ	○

（日本食品化学研究振興財団および消費者庁資料を元に ARC 作成）

◆動物実験で安全性が確認される食品添加物

JECFAは、ラットやマウスなどの動物を用いた毒性試験において影響が全く認められなかった最大摂取量（無有害作用量）を安全係数100で割った量を食品添加物の「許容一日摂取量（ADI）」としている。日本では、実際に摂取している「一日推定摂取量」を調査し、それがADIを下回っている場合に限って、成分の規格や使用基準を定め、合成着色料の使用を認めている。

動物実験では、がん原性や生殖毒性も調べられているが、実験動物よりライフタイムが長く、さまざまな化学物質に常に暴露されている人間の生涯にわたる毒性や子孫に対する影響を払拭するのに、安全係数100で十分かどうかわからない。また、ADHDや自閉症スペクトラム症などの人のメンタル疾患に対する影響について、動物実験でわかることには限界がある。世界保健機構（WHO）は、合成着色料は科学的に安全ではあるが、人体に必要なものでないことから、できるだけ摂取しないか、摂取量を減らす努力が必要だとしている。

◆FDAは他の食品添加物やプラスチック可塑剤なども狙上に

FDAは、トランプ政権の掲げる「MAHA:Make America Healthy Again」を目指して、食品に関わる化学物質の見直しを実施するとしている。食品添加物として広く使用されているジブチルヒドロキシトルエン（BHT）、ブチルヒドロキシアニソール（BHA）、アゾジカルボンアミド（ADA）に対する認可の見直しを開始した。また、壁紙やプラスチック製容器などに使用されている、フタル酸エステルなどのプラスチック可塑剤、シャンプーなどに使用されているプロピルパラベン、二酸化チタンに関しての見直しを加速化するとしている。

米国政府が発表した「MAHA report」では、上記の物質以外に人工甘味料、PFAS、マイクロプラスチック、フッ化物（虫歯予防用）、ビスフェノールA（BPA）、グリホサートなどの除草剤が環境毒の可能性のある物質として列挙されている。「MAHA report」の科学的妥当性は疑問視されているが、これらの物質はいずれも人体に対する悪影響が懸念されていた化学物質である。米国の規制当局の判断は、食品産業だけでなく化学産業や消費材産業全体に影響を与える可能性が高い。米国規制は、米国への輸出品にも適用されることから、米国当局による新たな規制の動向が注目される。

【毛利光伸】